

排水基準（その4の3）【窒素・磷（東京湾流域）その1】（一律排水基準）  
 （「排水基準を定める省令」附則別表第2）

（単位：mg/L）

区分	業種等	排水基準				適用規模 （日平均排水量）
		窒素含有量(T-N)		磷含有量(T-P)		
		最大値	日間 平均値	最大値	日間 平均値	
一般 基準	暫定基準が適用されない全業種	120	60	16	8	50m <sup>3</sup> 以上
暫定 基準	天然ガス鉱業	160	150	—	—	
	畜産農業（特定施設番号1の2のイを有するものに限る）	130	110	22	18	
	酸化コバルト製造業 バナジウム化合物製造業及びモ リブデン化合物製造業（バナジウ ム化合物又はモリブデン化合物 の塩析工程を有するものに限 る。）	300	100	—	—	
		4,100	3,100	—	—	

- (注) 1 この表の基準は、東京湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。ただし、排水基準（その4の1）(P40)の排出先水域（湖沼の流域）に排水を排出する特定事業場にあつては、暫定基準は適用されない。
- 2 「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。
- 3 暫定基準は令和5年9月30日まで適用される。（一の印の項目については一般排水基準が適用される。）。
- 4 一つの特定事業場が同時に複数の業種に該当し、異なる排水基準（暫定基準）が定められているときは、当該事業場の排水水については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。
- 5 排水基準のうち「最大値」については、天然ガス鉱業に属する事業場を除き、この基準に替えて上乗せ排水基準（P44）が適用される。